

富田林市立図書館資料の弁償に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富田林市立図書館管理運営規則（昭和51年富田林市教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、富田林市立図書館が所蔵する図書、雑誌その他の図書館資料（以下「資料」という。）の弁償に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(資料の弁償)

第2条 富田林市立図書館の利用者が故意又は過失により、資料を亡失し、又は汚損し、若しくはき損した場合は、館長に対して速やかに報告しなければならない。

2 亡失・汚損・き損の場合の弁償を求める基準は、別記「弁償を要する資料亡失・汚損・き損の基準」とおりとする。

3 資料の弁償は、現品により弁償するものとする。ただし、絶版等の理由により、現品による弁償が困難な場合は、館長が指定する代替資料で弁償するものとする。

4 利用者は、資料を弁償する場合は、紛失等届（別記第1号様式）を館長に提出しなければならない。

(弁償の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、館長は、弁償を免除することができる。

(1) 火災により資料を焼失した場合

(2) 交通事故又は自然災害により資料を亡失、汚損又はき損した場合

(3) 盗難等の事件による被害により資料を亡失し、盗難届を既に警察に提出しており、本人の過失によるものではないと認められる場合

(4) 前3号に掲げる者のほか、館長が適当と認める場合

2 前項各号に掲げる理由により、弁償の免除を受けようとする者は、理由書に罹災証明書、盗難届その他証明書類を添付の上、館長に提出し、承認を受けなければならない。

(弁償に応じない者の取扱い)

第4条 館長は、弁償すべき者が弁償するまでの間、新たな資料の予約及び貸出ができないものとすることができる。

附 則

この要領は、令和3年6月22日から施行し、「図書館管理運営規則第18条の取扱い」を廃止する。
別記 弁償を要する資料亡失・汚損・き損の基準

対 象：図書館資料

対象外：図書館資料の装備部分及びケースのみに係る汚損又はき損

1 印刷資料の弁償の基準

	対象	状態
(1)	水濡れ・飲食物等の染み	①水濡れ等により、ページに歪み又は波打ちが生じた場合 ②お茶、コーヒー等飲食物による染みなどの汚れが生じた場合 ③飲食物やセロハンテープ、糊等の付着によりページが接着し、又は接着を剥がしたことによりページが欠損した場合 ④カビが発生した場合
(2)	資料の一部の亡失・汚損・き損	①破れ、切り取り、ページの欠損が生じた場合 ②タバコ等による焦げ跡が残った場合
(3)	書き込み	①ボールペン・クレヨン・マーカーその他消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 ②鉛筆や色鉛筆その他消すことが可能な筆記用具であるが、筆圧等が強く、消した後も読み取りが困難又は痕跡が残る場合 ③鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であるが、消すことによりイラストや文字等に色褪せが生じた場合
(4)	噛み跡	①乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合 ②乳幼児、ペット等が噛んだため、資料が破損した場合
(5)	異物の挟み込み	毛髪その他衛生上問題のあるものが挟み込まれていた場合
(6)	型紙・地図等資料の付録	(1)～(5)及び(7)に準じ、弁償が必要と判断された場合
(7)	その他	利用者の故意又は過失により、利用に供することが困難と館長が判断する場合

2 視聴覚資料の弁償の基準

- (1) 再生機器で再生できない状態になった場合
- (2) 再生の際に機器の故障が生じる恐れがある場合
- (3) 歌詞カード、解説書等付録の汚損については、館長が判断するものとする。

3 その他

- (1) 上記1、2の基準のうち一箇所以上該当する場合は、弁償の対象とする。ただし、次の場合は弁償の対象としないことができる。
 - ア 長期間の所蔵による経年劣化が原因と考えられる場合
 - イ 修復可能な場合
 - ウ 弁償にあたらないと館長が判断する場合
- (2) 弁償の判断
弁償に該当するか否かの判断は、複数の職員の協議によるものとする。